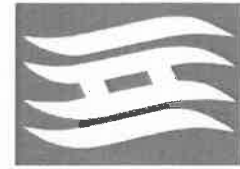


# 兵庫県公報

令和元年11月12日 火曜日 第57号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	5
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 国土調査の成果の認証（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	13

### 公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	13
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	24
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	31

○ 同 上 (同) .....	32
○ 同 上 (同) .....	36
○ 同 上 (同) .....	39
○ 落札者等の公示 (管理課) .....	45
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (東播磨県民局) .....	46
○ 同 上 (北播磨県民局) .....	46
○ 同 上 (同) .....	46
○ 同 上 (中播磨県民センター) .....	47
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告 .....	47
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 .....	49

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (公安委員会規則第4号)

道路交通法及び道路交通法施行規則の一部改正により運転免許証及び運転経歴証明書の再交付の申請に関する規定を改めること並びに運転経歴証明書の交付の申請に係る規定を整備すること、通行禁止駐車禁止時間制限駐車区間除外指定車標章 (以下「禁止除外車標章」という。) を車両の前面の見やすい箇所に掲示していることにより公安委員会の交通規制の対象から除く車両の一部を改めること、禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章 (兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第3号に掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車標章を除く。) の有効期間を見直し、被交付者の利便の向上を図るとともに、許可事務を効率的かつ合理的に管理することにより業務の合理化を図ること、駐車許可車標章の様式を改めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第550号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
新世薬局宇原店	洲本市宇原2251-2	令和元年9月1日
新世薬局洲本本店	同 市本町2-2-11	同
新世薬局納店	同 市納215	同
新世薬局都志店	同 市五色町都志大日68-3	同
新世薬局芦屋東山店	芦屋市東山町15-12 1F	同
吉田薬局芦屋店	同 市船戸町3-24-1	同
医療法人昭峰会安藤歯科医院伊丹院	伊丹市中野東2-363	同
サクラ薬局タミー店	同 市西台1-1-1 阪急伊丹リータ1階	同
新世薬局平津店	加古川市米田町平津413-1	同
さくらファミリー歯科	赤穂市中広字別所55-3 イオン赤穂店2階	令和元年10月1日

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月12日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町和田字太田口42番1から 同 市竹野町和田字太田口403番1まで	旧	6.0から 26.0まで	180.0	
		新	7.0から 28.0まで	180.0	



**兵庫県告示第567号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月12日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市佐囊字向峠145番1から 同 市佐囊字向峠145番1まで	旧	7.0から 34.0まで	152.0	
		新	13.0から 34.0まで	152.0	



**兵庫県告示第568号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01淡路位置 0012号	1. 10. 31	南あわじ市市福永字原口378番9、378番11の 一部、378番14の一部	4.00	14.90

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥東服山(2) I (101030071)	神戸市兵庫区平野町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥東服山(3) I (101030072)	神戸市兵庫区平野町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥東服山(4) I (101030073)	神戸市兵庫区平野町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅元 I-2 (101030074)	神戸市兵庫区梅元町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
祇園山 I-2 (101030075)	神戸市兵庫区上祇園町 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
東服(1) I-2 (101030076)	神戸市兵庫区平野町 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
東服(2) I-2 (101030077)	神戸市兵庫区平野町 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
湊山 I-2 (101030078)	神戸市兵庫区湊山町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
山王 I-2 (101030079)	神戸市兵庫区山王町 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(2) I-2 (101030080)	神戸市兵庫区千鳥町2丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(3) I-2 (101030081)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
北山 I-2 (101030082)	神戸市兵庫区北山町 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
清水(1) I-2 (101030083)	神戸市兵庫区清水町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
里山(1) I-2 (101030084)	神戸市兵庫区里山町 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
里山(3) I-2 (101030085)	神戸市兵庫区里山町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(5) I-2 (101030086)	神戸市兵庫区千鳥町3丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図16までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5
- (3) 提出期限  
令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片島(2)Ⅲ (112030045)	たつの市揖保川町片島（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(2)Ⅰ-2 (112030046)	たつの市揖保川町原（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊
袋尻Ⅰ-2 (112030047)	たつの市揖保川町袋尻（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 3 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和元年11月20日（水）から同年12月 4 日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課  
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3
  - (3) 提出期限  
令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河谷(1) (急) I-2 (110010366)	豊岡市河谷 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
河谷(2) (急) I-2 (110010367)	豊岡市河谷 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌田 (急) I-2 (110010368)	豊岡市鎌田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
法花寺Ⅱ (110010369)	豊岡市法花寺 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月4日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課 (5階)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

瀬戸(6)(急) I (110010372)	豊岡市瀬戸 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
津居山(4)(急) I (110010373)	豊岡市津居山 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
田結(5)(急) I (110010374)	豊岡市田結 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
田結(6)(急) II (110010375)	豊岡市田結 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(3)(急) I (110010376)	豊岡市三原 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯島(11)(1) I (110020050)	豊岡市城崎町湯島 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
簸磯(3)(1) I (110020051)	豊岡市城崎町来日 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯島(10)(1) I-2 (110020052)	豊岡市城崎町湯島 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
家ノ下(1)(1) I-2 (110020053)	豊岡市城崎町桃島 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
小見塚(1) I-2 (110020054)	豊岡市城崎町今津 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
木ノ下(1) I-2 (110020055)	豊岡市城崎町今津 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
家ノ下(2)(1) I-2 (110020056)	豊岡市城崎町今津 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石井(1)Ⅱ (110040127)	豊岡市日高町石井(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(1)Ⅰ-2 (110040128)	豊岡市日高町山田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
名色Ⅰ-2 (110040129)	豊岡市日高町名色(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
夏栗里ノ前Ⅰ-2 (110040130)	豊岡市日高町夏栗(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤井(1)Ⅰ-2 (110040131)	豊岡市日高町藤井(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
八代(3)Ⅰ-2 (110040132)	豊岡市日高町八代(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
八代(1)Ⅰ-2 (110040133)	豊岡市日高町八代(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
久田谷(1)Ⅰ (210040075)	豊岡市日高町久田谷(別図8のとおり)	土石流

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満



了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小谷 I-2 (110060259)	豊岡市但東町小谷 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合 (3) II (110060260)	豊岡市但東町出合 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 及び別図 2 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月4日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町 7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日 (月) までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第264号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

梅元 I (101030001) の項中別図 1、祇園山 I (101030003) の項中別図 3、東服 (1) I (101030004) の項中別図 4、東服 (2) I (101030005) の項中別図 5、西服 (1) I (101030008) の項中別図 8、湊山 I (101030016) の項中別図 16、山王 I (101030017) の項中別図 17、千鳥 (2) I (101030019) の項中別図 19、千鳥 (3) I (101030020) の項中別図 20、千鳥 (5) I (101030022) の項中別図 22、北山 I (101030024) の項中別図 24、清水 (1) I (101030026) の項中別図 26、会下山 (1) I (101030032) の項中別図 32、耕田 I (101030034) の項中別図 34、里山 (1) I (101030036) の項中別図 36、里山 (3) I (101030037) の項中別図 37、東服 II (101030045) の項中別図 45、西服山 (3) II (101030049) の項中別図 49、天王 (5) II (101030058) の項中別図 58、滝山 II (101030063) の項中別図 63、鳥原川左支 (1) I (201030007) の項中別図 76、天王谷川右支 (1) I (201030023) の項中別図 92 を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月4日 (水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第325号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

今市(2)Ⅱ(112010096)の項中別図70を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課  
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第326号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

黍田 I (112030020) の項中別図20、原(2) I (112030023) の項中別図23、金剛山 1 I (112030038) の項中別図37、金剛山 I (112030039) の項中別図38、袋尻 I (112030042) の項中別図41を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第616号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

百合地(1) II (110010235) の項中別図39、河谷(1) (急) I (110010238) の項中別図42、河谷(2) (急) I (110010239) の項中別図43、庄境(2) (急) I (110010299) の項中別図157、鎌田(急) I (110010311) の項中別図169を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第616号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

瀬戸(2)(急)I(110010319)の項中別図195、津居山(1)(急)I(110010326)の項中別図202、田結(2)(急)I(110010327)の項中別図203、田結(2)II(110010332)の項中別図208、小島(4)I(110010336)の項中別図212、気比I(110010337)の項中別図213、気比(2)I(110010338)の項中別図214、田結(3)II(110010340)の項中別図216、気比(2)II(110010341)の項中別図217、三原(急)I(110010344)の項中別図220を次の図面のとおりに改める。

〔次の図面〕は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第1200号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

湯島(1)(1)I(110020003)の項中別図3、湯島(10)(1)I(110020008)の項中別図8、桃島(1)(1)I(110020011)の項中別図11、家ノ下(1)(1)I(110020014)の項中別図14、小見塚(1)I(110020016)の項中別図16、木ノ下(1)I(110020017)の項中別図17、家ノ下(2)(1)I(110020018)の項中別図18、来日(4)(1)I(110020030)の項中別図30、飯谷(1)(1)II(110020039)の項中別図39、簸磯(1)(1)II(110020045)の項中別図45、上山(1)II(110020047)の項中別図47を次の図面のとおりに改める。

〔次の図面〕は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第156号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

栗栖野 I (110040004) の項中別図4、山田(1) I (110040005) の項中別図5、東河内(3) I (110040012) の項中別図12、名色 I (110040024) の項中別図24、夏栗里ノ前 I (110040077) の項中別図77、藤井(1) I (110040100) の項中別図100、藤井(2) II (110040102) の項中別図102、八代(3) I (110040110) の項中別図110、八代(1) I (110040113) の項中別図113、河江(2) I (110040118) の項中別図118、中谷川 I (210040055) の項中別図181、船谷川 II (210040060) の項中別図186、河ノ江 II (210040061) の項中別図187、蛇谷川 II (210040064) の項中別図190を改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第999号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

奥矢根(1) I (110060065) の項中別図1、畑(1) I (110060069) の項中別図5、出合(2) I (110060073)

の項中別図9、小谷Ⅰ(110060075)の項中別図11、相田(1)Ⅰ(110060076)の項中別図12、畑(3)Ⅱ(110060090)の項中別図26、矢根(5)Ⅱ(110060092)の項中別図28、水石Ⅱ(110060096)の項中別図32、西谷(6)Ⅱ(110060116)の項中別図52、西谷(7)Ⅱ(110060117)の項中別図53、西谷(10)Ⅱ(110060120)の項中別図56、天谷(1)Ⅱ(110060122)の項中別図58、天谷(3)Ⅱ(110060124)の項中別図60、天谷(5)Ⅱ(110060126)の項中別図62、相田(3)Ⅱ(110060132)の項中別図68、相田(4)Ⅱ(110060133)の項中別図69、佐々木(6)Ⅱ(110060140)の項中別図76、奥山(2)Ⅱ(110060145)の項中別図81、唐川(2)Ⅱ(110060147)の項中別図83、畑川Ⅱ(210060103)の項中別図142、三原南谷Ⅱ(210060106)の項中別図145、出石川右支溪第ⅠⅡ(210060108)の項中別図147、河本北谷Ⅱ(210060120)の項中別図159、大広田川Ⅱ(210060121)の項中別図160、稲谷川Ⅱ(210060125)の項中別図164を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅元Ⅰ (101030001)	神戸市兵庫区梅元町(別図1のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
五宮Ⅰ (101030002)	神戸市兵庫区五宮町(別図2のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに
祇園山Ⅰ (101030003)	神戸市兵庫区上祇園町(別図3のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおりに
東服(1)Ⅰ (101030004)	神戸市兵庫区平野町(別図4のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおりに

東服(2) I (101030005)	神戸市兵庫区平野町(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東服(4) I (101030007)	神戸市兵庫区平野町(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西服(1) I (101030008)	神戸市兵庫区平野町(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西服(2) I (101030009)	神戸市兵庫区平野町(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
西服山(1) I (101030011)	神戸市兵庫区平野町(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
西服山(2) I (101030012)	神戸市兵庫区平野町(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西服山(3) I (101030013)	神戸市兵庫区平野町(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西服山(4) I (101030014)	神戸市兵庫区平野町(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西服山(5) I (101030015)	神戸市兵庫区平野町(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
湊山 I (101030016)	神戸市兵庫区湊山町(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山王 I (101030017)	神戸市兵庫区山王町1丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
千鳥(2) I (101030019)	神戸市兵庫区千鳥町2丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
千鳥(3) I (101030020)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
千鳥(4) I (101030021)	神戸市兵庫区千鳥町1丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
千鳥(5) I (101030022)	神戸市兵庫区千鳥町3丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
天王 I (101030023)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北山 I (101030024)	神戸市兵庫区北山町(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鶴越筋 I (101030025)	神戸市兵庫区鶴越筋(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
清水(1) I (101030026)	神戸市兵庫区清水町(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

清水(2) I (101030027)	神戸市兵庫区清水町(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
熊野 I (101030028)	神戸市兵庫区熊野町5丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小山町(2) I (101030030)	神戸市兵庫区小山町(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
会下山(1) I (101030032)	神戸市兵庫区会下山町2丁 目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
清水台 I (101030033)	神戸市兵庫区烏原町(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
耕田 I (101030034)	神戸市兵庫区烏原町(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
里山(1) I (101030036)	神戸市兵庫区里山町(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
里山(3) I (101030037)	神戸市兵庫区里山町(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
里山(5) I (101030038)	神戸市兵庫区里山町(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
東山 I (101030041)	神戸市兵庫区東山町3丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
五宮 II (101030044)	神戸市兵庫区五宮町(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
東服 II (101030045)	神戸市兵庫区平野町(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西服 II (101030046)	神戸市兵庫区平野町(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西服山(1) II (101030047)	神戸市兵庫区平野町(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西服山(3) II (101030049)	神戸市兵庫区平野町(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
草谷(1) II (101030051)	神戸市兵庫区平野町(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
天王(1) II (101030054)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
天王(3) II (101030056)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
天王(5) II (101030058)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり



滝山Ⅱ (101030063)	神戸市兵庫区滝山町(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鶴越筋Ⅱ (101030066)	神戸市兵庫区鶴越筋(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
奥東服山(2)Ⅰ (101030071)	神戸市兵庫区平野町(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
奥東服山(3)Ⅰ (101030072)	神戸市兵庫区平野町(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
奥東服山(4)Ⅰ (101030073)	神戸市兵庫区平野町(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
苅藻川右支(2)Ⅰ (201030001)	神戸市兵庫区清水町(別図48 のとおり)	土石流	別図48のとおり
イヤガ谷川右支(3) Ⅱ (201030005)	神戸市兵庫区烏原町(別図49 のとおり)	土石流	別図49のとおり
烏原川右支Ⅰ (201030006)	神戸市兵庫区烏原町(別図50 のとおり)	土石流	別図50のとおり
烏原川左支(1)Ⅰ (201030007)	神戸市兵庫区烏原町(別図51 のとおり)	土石流	別図51のとおり
烏原川左支(2)Ⅰ (201030008)	神戸市兵庫区烏原町(別図52 のとおり)	土石流	別図52のとおり
石井川Ⅱ (201030012)	神戸市兵庫区烏原町(別図53 のとおり)	土石流	別図53のとおり
瀬川Ⅰ (201030015)	神戸市兵庫区烏原町(別図54 のとおり)	土石流	別図54のとおり
天王川右支(4)Ⅱ (201030016)	神戸市兵庫区平野町(別図55 のとおり)	土石流	別図55のとおり
天王川右支(3)Ⅱ (201030017)	神戸市兵庫区平野町(別図56 のとおり)	土石流	別図56のとおり
天王谷川右支(1)Ⅰ (201030023)	神戸市兵庫区平野町(別図57 のとおり)	土石流	別図57のとおり

(別図1から別図57までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今市(2)Ⅱ (112010096)	たつの市揖保町今市(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
半田Ⅰ (112030001)	たつの市揖保川町半田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野田 a Ⅱ (112030002)	たつの市揖保川町野田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
養久 A Ⅱ (112030003)	たつの市揖保川町養久(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
養久Ⅰ (112030004)	たつの市揖保川町養久(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
本條 a Ⅲ (112030005)	たつの市揖保川町養久(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
二塚(1)Ⅰ (112030006)	たつの市揖保川町二塚(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
二塚(2)Ⅰ (112030007)	たつの市揖保川町二塚(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
二塚(2)Ⅱ (112030009)	たつの市揖保川町二塚(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
神戸北山 a Ⅱ (112030010)	たつの市揖保川町二塚(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
神戸北山 b Ⅰ (112030012)	たつの市揖保川町片島(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
片島 b (2)Ⅱ (112030014)	たつの市揖保川町片島(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

片島 b (1) II (112030015)	たつの市揖保川町片島 (別図 13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
今市 a I (112030016)	たつの市揖保川町正條 (別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
神戸北山 I (112030017)	たつの市揖保川町神戸北山 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
黍田 (3) I (112030018)	たつの市揖保川町黍田 (別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黍田 a (1) II (112030019)	たつの市揖保川町黍田 (別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黍田 I (112030020)	たつの市揖保川町黍田 (別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
黍田 (4) I (112030021)	たつの市揖保川町原 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
黍田 (2) I (112030022)	たつの市揖保川町原 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
原 (2) I (112030023)	たつの市揖保川町原 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
原 a III (112030024)	たつの市揖保川町原 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
原 c III (112030025)	たつの市揖保川町原 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
原 (1) II (112030026)	たつの市揖保川町原 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
原 b III (112030028)	たつの市揖保川町大門 (別図 25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大門 I (112030029)	たつの市揖保川町大門 (別図 26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大門 a III (112030030)	たつの市揖保川町大門 (別図 27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
馬場 c III (112030031)	たつの市揖保川町馬場 (別図 28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
馬場 b III (112030032)	たつの市揖保川町馬場 (別図 29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
馬場 e III (112030033)	たつの市揖保川町馬場 (別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
芦谷 a III (112030034)	たつの市揖保川町馬場 (別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

馬場 f Ⅲ (112030035)	たつの市揖保川町馬場 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
金剛山 a Ⅲ (112030036)	たつの市揖保川町金剛山 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
金剛山 A I (112030037)	たつの市揖保川町金剛山 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
金剛山 1 I (112030038)	たつの市揖保川町金剛山 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
袋尻 a Ⅲ (112030040)	たつの市揖保川町袋尻 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大久保 I (112030041)	たつの市揖保川町袋尻 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
袋尻 I (112030042)	たつの市揖保川町袋尻 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
市場 a Ⅲ (112030044)	たつの市揖保川町市場 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
片島 (2) Ⅲ (112030045)	たつの市揖保川町片島 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
仏谷川 I (212030006)	たつの市揖保川町原 (別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
黍田谷川 (2) I (212030009)	たつの市揖保川町黍田 (別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
浦部大岩川 I (212030012)	たつの市揖保川町浦部 (別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
芦谷川 II (212030019)	たつの市揖保川町馬場 (別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり

(別図 1 から別図44までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月4日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課  
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月4日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
百合地(1)Ⅱ (110010235)	豊岡市百合地（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
百合地(2)Ⅱ (110010236)	豊岡市百合地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河谷(1)（急）Ⅰ (110010238)	豊岡市河谷（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
河谷(2)（急）Ⅰ (110010239)	豊岡市河谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
栄町(1)Ⅰ (110010303)	豊岡市栄町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
栄町(2)Ⅰ (110010304)	豊岡市栄町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
祥雲寺(1)Ⅱ (110010307)	豊岡市祥雲寺（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
六地藏Ⅱ (110010309)	豊岡市日撫（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鎌田（急）Ⅰ (110010311)	豊岡市鎌田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
梶原(1)Ⅱ (110010313)	豊岡市梶原（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
梶原(2)Ⅱ (110010315)	豊岡市梶原（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
百合地北川(2)Ⅰ (210010161)	豊岡市百合地（別図12のとおり）	土石流	別図12のとおり

（別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（5階）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
瀬戸(2)(急) I (110010319)	豊岡市瀬戸(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
瀬戸(4)(急) I (110010322)	豊岡市瀬戸(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
津居山Ⅱ (110010323)	豊岡市津居山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
津居山(1)(急) I (110010326)	豊岡市津居山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
田結(2)(急) I (110010327)	豊岡市田結(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田結(4)(急) I (110010330)	豊岡市田結(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
田結(2)Ⅱ (110010332)	豊岡市田結(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小島(3) I (110010335)	豊岡市小島(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小島(4) I (110010336)	豊岡市小島(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
気比 I (110010337)	豊岡市気比(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

気比(2) I (110010338)	豊岡市気比 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
気比(1) II (110010339)	豊岡市気比 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田結(3) II (110010340)	豊岡市気比 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
気比(2) II (110010341)	豊岡市気比 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
田結(4) II (110010342)	豊岡市気比 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
三原(1) II (110010343)	豊岡市三原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
三原(急) I (110010344)	豊岡市三原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
三原(2) II (110010345)	豊岡市三原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
畑上 II (110010346)	豊岡市畑上 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
湯島(8)(1) I (110020001)	豊岡市城崎町湯島 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
湯島(9)(1) I (110020002)	豊岡市城崎町湯島 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
湯島(1)(1) I (110020003)	豊岡市城崎町湯島 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
湯島(5)(1) I (110020004)	豊岡市城崎町湯島 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
湯島(2)(1) I (110020005)	豊岡市城崎町湯島 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
湯島(3)(1) I (110020006)	豊岡市城崎町湯島 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
湯島(4)(1) I (110020007)	豊岡市城崎町湯島 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
湯島(10)(1) I (110020008)	豊岡市城崎町湯島 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
野木谷(1) I (110020009)	豊岡市城崎町湯島 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
桃島(2)(1) I (110020010)	豊岡市城崎町桃島 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

桃島(1)(1) I (110020011)	豊岡市城崎町桃島(別図30の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
家ノ下(1)(1) I (110020014)	豊岡市城崎町桃島(別図31の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
小見塚(1) I (110020016)	豊岡市城崎町今津(別図32の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
木ノ下(1) I (110020017)	豊岡市城崎町今津(別図33の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
家ノ下(2)(1) I (110020018)	豊岡市城崎町今津(別図34の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
今津(2)(1) I (110020019)	豊岡市城崎町今津(別図35の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
結(2)(1) I (110020025)	豊岡市城崎町結(別図36のと おりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
結(3)(1) I (110020026)	豊岡市城崎町結(別図37のと おりに)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
来日(3)(1) I (110020028)	豊岡市城崎町来日(別図38の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
来日(4)(1) I (110020030)	豊岡市城崎町来日(別図39の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
簸磯(2)(1) I (110020031)	豊岡市城崎町来日(別図40の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
簸磯(1)(1) I (110020032)	豊岡市城崎町来日(別図41の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上山(1)(1) I (110020033)	豊岡市城崎町上山(別図42の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上山(3)(1) I (110020034)	豊岡市城崎町上山(別図43の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上山(2)(1) I (110020035)	豊岡市城崎町上山(別図44の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
桃島(1) II (110020036)	豊岡市城崎町桃島(別図45の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
飯谷(1)(1) II (110020039)	豊岡市城崎町飯谷(別図46の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
飯谷(2)(1) II (110020040)	豊岡市城崎町飯谷(別図47の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
飯谷(3)(1) II (110020041)	豊岡市城崎町飯谷(別図48の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり



飯谷(4)(1)Ⅱ (110020042)	豊岡市城崎町飯谷(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
飯谷(5)(1)Ⅱ (110020043)	豊岡市城崎町飯谷(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
簸磯(1)(1)Ⅱ (110020045)	豊岡市城崎町来日(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
簸磯(2)(1)Ⅱ (110020046)	豊岡市城崎町来日(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上山(1)Ⅱ (110020047)	豊岡市城崎町上山(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
二見(1)Ⅱ (110020048)	豊岡市城崎町上山(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
今津(1)Ⅲ (110020049)	豊岡市城崎町今津(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
湯島(11)(1)Ⅰ (110020050)	豊岡市城崎町湯島(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
簸磯(3)(1)Ⅰ (110020051)	豊岡市城崎町来日(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
田結Ⅰ (210010235)	豊岡市田結(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
三原南谷Ⅱ (210010241)	豊岡市三原(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
楽々浦川Ⅰ (210020002)	豊岡市城崎町楽々浦(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
西谷中川Ⅰ (210020020)	豊岡市城崎町湯島(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
大谿川右支溪第二Ⅰ (210020024)	豊岡市城崎町湯島(別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
大谿川左支溪第一Ⅰ (210020025)	豊岡市城崎町湯島(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
住谷北川Ⅰ (210020027)	豊岡市城崎町湯島(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり
旭南谷Ⅰ (210020031)	豊岡市城崎町桃島(別図65のとおり)	土石流	別図65のとおり
高塩川Ⅱ (210020034)	豊岡市城崎町飯谷(別図66のとおり)	土石流	別図66のとおり
二見南川Ⅱ (210020035)	豊岡市城崎町上山(別図67のとおり)	土石流	別図67のとおり

左支溪第一Ⅲ (210020038)	豊岡市城崎町桃島（別図68の とおりの）	土石流	別図68のとおり
-----------------------	-------------------------	-----	----------

（別図1から別図68までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
万劫(2) I (110040001)	豊岡市日高町万劫（別図1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
万劫(3) I (110040002)	豊岡市日高町万劫（別図2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東河内(2) I (110040003)	豊岡市日高町東河内（別図 3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
栗栖野 I (110040004)	豊岡市日高町栗栖野（別図 4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山田(1) I (110040005)	豊岡市日高町山田（別図5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山田(2) I (110040006)	豊岡市日高町山田（別図6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

神鍋(1) I (110040007)	豊岡市日高町栗栖野 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
稲葉Ⅱ (110040008)	豊岡市日高町稲葉 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
水口Ⅱ (110040009)	豊岡市日高町水口 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東河内Ⅱ (110040010)	豊岡市日高町東河内 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東河内(1) I (110040011)	豊岡市日高町東河内 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東河内(3) I (110040012)	豊岡市日高町東河内 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
神鍋(2) I (110040013)	豊岡市日高町栗栖野 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
万場(2) I (110040014)	豊岡市日高町万場 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
万劫(1) I (110040015)	豊岡市日高町万劫 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
万劫(4) I (110040016)	豊岡市日高町万劫 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
万場(1) I (110040017)	豊岡市日高町万場 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
太田(1) I (110040018)	豊岡市日高町太田 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
太田(2) I (110040019)	豊岡市日高町太田 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
栃本Ⅱ (110040022)	豊岡市日高町栃本 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
石井Ⅱ (110040023)	豊岡市日高町石井 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
名色 I (110040024)	豊岡市日高町名色 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
夏栗(2) I (110040076)	豊岡市日高町夏栗 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
夏栗里ノ前 I (110040077)	豊岡市日高町夏栗 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
藤井(1) I (110040100)	豊岡市日高町藤井 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

藤井(2)Ⅱ (110040102)	豊岡市日高町藤井(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
藤井(1)Ⅱ (110040109)	豊岡市日高町藤井(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
八代(3)Ⅰ (110040110)	豊岡市日高町八代(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
八代(1)Ⅰ (110040113)	豊岡市日高町八代(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小河江Ⅰ (110040116)	豊岡市日高町小河江(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
河江(1)Ⅰ (110040117)	豊岡市日高町河江(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
河江(2)Ⅰ (110040118)	豊岡市日高町河江(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
小河江(1)Ⅱ (110040119)	豊岡市日高町小河江(別図 33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
小河江(2)Ⅱ (110040120)	豊岡市日高町小河江(別図 34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大岡Ⅱ (110040121)	豊岡市日高町大岡(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
石井(1)Ⅱ (110040127)	豊岡市日高町石井(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
石井川Ⅰ (210040041)	豊岡市日高町石井(別図37 のとおり)	土石流	別図37のとおり
小谷Ⅰ (210040048)	豊岡市日高町東河内(別図 38のとおり)	土石流	別図38のとおり
扉ノ間Ⅰ (210040054)	豊岡市日高町山田(別図39 のとおり)	土石流	別図39のとおり
中谷川Ⅰ (210040055)	豊岡市日高町万劫(別図40 のとおり)	土石流	別図40のとおり
船谷川Ⅱ (210040060)	豊岡市日高町河江(別図41 のとおり)	土石流	別図41のとおり
河ノ江Ⅱ (210040061)	豊岡市日高町河江(別図42 のとおり)	土石流	別図42のとおり
大岡北谷Ⅱ (210040063)	豊岡市日高町大岡(別図43 のとおり)	土石流	別図43のとおり
蛇谷川Ⅱ (210040064)	豊岡市日高町小河江(別図 44のとおり)	土石流	別図44のとおり

猪爪西谷Ⅱ (210040066)	豊岡市日高町猪爪（別図45のとおり）	土石流	別図45のとおり
中谷Ⅱ (210040067)	豊岡市日高町中（別図46のとおり）	土石流	別図46のとおり
谷川Ⅰ (210040070)	豊岡市日高町谷（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
宝城一Ⅰ (210040073)	豊岡市日高町八代（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
宝沢川Ⅰ (210040074)	豊岡市日高町八代（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり

（別図 1 から別図49までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥矢根(1)Ⅰ (110060065)	豊岡市但東町奥矢根（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畑(1)Ⅰ (110060069)	豊岡市但東町畑（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

出合(2) I (110060073)	豊岡市但東町出合 (別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小谷 I (110060075)	豊岡市但東町小谷 (別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
相田(1) I (110060076)	豊岡市但東町相田 (別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西谷 I (110060078)	豊岡市但東町西谷 (別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
相田(2) I (110060079)	豊岡市但東町相田 (別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
佐々木 I (110060080)	豊岡市但東町佐々木 (別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥矢根(1) II (110060081)	豊岡市但東町奥矢根 (別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥矢根(2) II (110060082)	豊岡市但東町奥矢根 (別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
奥矢根(3) II (110060083)	豊岡市但東町奥矢根 (別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
奥矢根(4) II (110060084)	豊岡市但東町奥矢根 (別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
奥矢根(5) II (110060085)	豊岡市但東町奥矢根 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
奥矢根(6) II (110060086)	豊岡市但東町奥矢根 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥矢根(7) II (110060087)	豊岡市但東町奥矢根 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
矢根(1) II (110060088)	豊岡市但東町矢根 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
矢根(2) II (110060089)	豊岡市但東町矢根 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
畑(3) II (110060090)	豊岡市但東町畑 (別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
畑(4) II (110060091)	豊岡市但東町畑 (別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
矢根(5) II (110060092)	豊岡市但東町矢根 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
矢根(6) II (110060093)	豊岡市但東町矢根 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

矢根(7)Ⅱ (110060094)	豊岡市但東町矢根（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
矢根(8)Ⅱ (110060095)	豊岡市但東町矢根（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
水石Ⅱ (110060096)	豊岡市但東町水石（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑(1)Ⅱ (110060097)	豊岡市但東町畑（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
畑(2)Ⅱ (110060098)	豊岡市但東町畑（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
野尻Ⅱ (110060099)	豊岡市但東町矢根（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
出合市場(1)Ⅱ (110060100)	豊岡市但東町出合市場（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
出合市場(2)Ⅱ (110060101)	豊岡市但東町出合市場（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
日殿(1)Ⅱ (110060102)	豊岡市但東町日殿（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
日殿(2)Ⅱ (110060103)	豊岡市但東町日殿（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
河本(1)Ⅱ (110060104)	豊岡市但東町河本（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
河本(3)Ⅱ (110060106)	豊岡市但東町河本（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
河本(4)Ⅱ (110060107)	豊岡市但東町河本（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
河本(6)Ⅱ (110060109)	豊岡市但東町河本（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
河本(7)Ⅱ (110060110)	豊岡市但東町河本（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西谷(1)Ⅱ (110060111)	豊岡市但東町西谷（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西谷(2)Ⅱ (110060112)	豊岡市但東町西谷（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
西谷(3)Ⅱ (110060113)	豊岡市但東町西谷（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
西谷(4)Ⅱ (110060114)	豊岡市但東町西谷（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

西谷(5)Ⅱ (110060115)	豊岡市但東町西谷（別図41 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷(6)Ⅱ (110060116)	豊岡市但東町西谷（別図42 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
西谷(7)Ⅱ (110060117)	豊岡市但東町西谷（別図43 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
西谷(8)Ⅱ (110060118)	豊岡市但東町西谷（別図44 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西谷(9)Ⅱ (110060119)	豊岡市但東町西谷（別図45 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
西谷(10)Ⅱ (110060120)	豊岡市但東町西谷（別図46 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
西谷(11)Ⅱ (110060121)	豊岡市但東町西谷（別図47 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
天谷(1)Ⅱ (110060122)	豊岡市但東町天谷（別図48 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
天谷(2)Ⅱ (110060123)	豊岡市但東町天谷（別図49 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
天谷(3)Ⅱ (110060124)	豊岡市但東町天谷（別図50 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
天谷(4)Ⅱ (110060125)	豊岡市但東町天谷（別図51 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
天谷(5)Ⅱ (110060126)	豊岡市但東町天谷（別図52 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
天谷(6)Ⅱ (110060127)	豊岡市但東町天谷（別図53 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
天谷(7)Ⅱ (110060128)	豊岡市但東町天谷（別図54 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
天谷(8)Ⅱ (110060129)	豊岡市但東町天谷（別図55 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
相田(1)Ⅱ (110060130)	豊岡市但東町相田（別図56 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
相田(2)Ⅱ (110060131)	豊岡市但東町相田（別図57 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
相田(3)Ⅱ (110060132)	豊岡市但東町相田（別図58 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
相田(4)Ⅱ (110060133)	豊岡市但東町相田（別図59 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり



相田(5)Ⅱ (110060134)	豊岡市但東町相田(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
佐々木(3)Ⅱ (110060137)	豊岡市但東町佐々木(別図 61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
佐々木(4)Ⅱ (110060138)	豊岡市但東町佐々木(別図 62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
佐々木(5)Ⅱ (110060139)	豊岡市但東町佐々木(別図 63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
佐々木(6)Ⅱ (110060140)	豊岡市但東町佐々木(別図 64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
佐々木(7)Ⅱ (110060141)	豊岡市但東町佐々木(別図 65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
佐々木(8)Ⅱ (110060142)	豊岡市但東町佐々木(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
佐々木(9)Ⅱ (110060143)	豊岡市但東町佐々木(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奥山(1)Ⅱ (110060144)	豊岡市但東町唐川(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
奥山(2)Ⅱ (110060145)	豊岡市但東町唐川(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
唐川(1)Ⅱ (110060146)	豊岡市但東町唐川(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
唐川(2)Ⅱ (110060147)	豊岡市但東町唐川(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
三原(1)Ⅱ (110060150)	豊岡市但東町三原(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
正法寺(1)Ⅱ (110060152)	豊岡市但東町正法寺(別図 73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
正法寺(3)Ⅱ (110060154)	豊岡市但東町正法寺(別図 74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
出合(3)Ⅱ (110060260)	豊岡市但東町出合(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
淵ヶ谷川右支溪第4 Ⅰ (210060052)	豊岡市但東町矢根(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
淵ヶ谷川左支溪第1 Ⅰ (210060055)	豊岡市但東町矢根(別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり

家奥川 I (210060069)	豊岡市但東町小谷 (別図78 のとおり)	土石流	別図78のとおり
樫谷川 I (210060076)	豊岡市但東町佐々木 (別図 79のとおり)	土石流	別図79のとおり
西谷川 I (210060081)	豊岡市但東町西谷 (別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
河本 I (210060083)	豊岡市但東町河本 (別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
河本川左支溪第 1 I (210060084)	豊岡市但東町河本 (別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
家ノ奥川 I (210060087)	豊岡市但東町畑 (別図83の とおり)	土石流	別図83のとおり
淵ヶ谷川右支溪第 2 II (210060093)	豊岡市但東町矢根 (別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
淵ヶ谷川右支溪第 3 II (210060094)	豊岡市但東町矢根 (別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
奥矢根北谷川 II (210060097)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 86のとおり)	土石流	別図86のとおり
太田川右支溪第 1 II (210060099)	豊岡市但東町出合 (別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
畑川 II (210060103)	豊岡市但東町畑 (別図88の とおり)	土石流	別図88のとおり
堂尾川 II (210060104)	豊岡市但東町水石 (別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり
三原南谷 II (210060106)	豊岡市但東町三原 (別図90 のとおり)	土石流	別図90のとおり
太田川左支溪 1 II (210060107)	豊岡市但東町三原 (別図91 のとおり)	土石流	別図91のとおり
出石川右支溪第 1 II (210060108)	豊岡市但東町小谷 (別図92 のとおり)	土石流	別図92のとおり
小谷西谷 II (210060109)	豊岡市但東町小谷 (別図93 のとおり)	土石流	別図93のとおり
佐々木北中谷 II (210060111)	豊岡市但東町佐々木 (別図 94のとおり)	土石流	別図94のとおり
河本北谷 II (210060120)	豊岡市但東町河本 (別図95 のとおり)	土石流	別図95のとおり

大広田川Ⅱ (210060121)	豊岡市但東町河本（別図96 のとおり）	土石流	別図96のとおり
天谷西谷Ⅱ (210060123)	豊岡市但東町河本（別図97 のとおり）	土石流	別図97のとおり
昇川Ⅱ (210060124)	豊岡市但東町天谷（別図98 のとおり）	土石流	別図98のとおり
稲谷川Ⅱ (210060125)	豊岡市但東町天谷（別図99 のとおり）	土石流	別図99のとおり
西谷東中谷Ⅱ (210060126)	豊岡市但東町西谷（別図100 のとおり）	土石流	別図100のとおり
奥山川 (210060206)	豊岡市但東町唐川（別図101 のとおり）	土石流	別図101のとおり
佐々木川支流 (210060213)	豊岡市但東町佐々木（別図 102のとおり）	土石流	別図102のとおり

（別図 1 から別図102までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
  - (3) 提出期限  
令和元年12月4日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年11月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
遠隔授業用機器 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTTファイナンス株式会社神戸支店  
神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル6階

